

加古川市社会福祉法人軽減対象決定処理取扱要領

1 趣旨

この要領は、加古川市社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度実施要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する軽減対象者の基準について、必要な事項を定めるものとする。

2 軽減対象者の判断基準にかかる定義

要綱第3条に規定する軽減対象者の判断基準にかかる定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 収入について

ア 収入の定義

収入とは、遺族年金、障害年金等の非課税年金等を含む税法上の非課税所得に係る収入、仕送り等あらゆる種類の収入をいう。ただし、生活保護の要否判定において収入として認定しないものは除く。

また、所得税の算定において必要経費と認められるものについては、収入額から控除したものを収入とする。

イ 収入の算定期間

収入は、申請日の属する年の前年1月から12月までとする。

ウ 判定

申請日時点における申請者の属する世帯の世帯員全員の収入を合算し判定する。

(2) 預貯金等について

ア 預貯金等の定義

預貯金等とは、預貯金、有価証券をいう。

イ 判定

申請日時点における申請者の属する世帯の世帯員全員の預貯金等を合算し判定する。

(3) 資産について

ア 資産の定義

住居以外の土地・家屋（自家消費用の田畑を除く。）をいう。ただし、施設に住民票をおいている申請者が入所前に居住していた住居を所有している場合は、申請者以外の者

の居住の有無にかかわらず、住居である場合と同様とし、資産とみなさない。

また、住居以外に所有する土地・家屋に他の世帯の者が居住している場合は、資産活用はできないが、資産とみなす。

イ 自家消費用田畑について

自家消費用田畑については、耕作者、耕作の有無を問わない。また、2反を超える田畑は自家消費用とみなさない。(1反=991.736㎡)

ウ 判定

申請日時点における申請者の属する世帯の世帯員全員の資産について確認し判定する。

(4) 扶養について

ア 扶養の定義

負担能力のある親族等の扶養とは、市町村民税課税の親族等と生計を共にしている又は同居している場合、親族等の市町村民税における扶養親族となっている場合をいう。

イ 同居について

同居とは同一住居に居住していることをいう。

住民票は別であるが住民票の住所地が同一である場合は、同居している場合と同様とする。ただし、多世帯住宅で生活部分(浴室、トイレ、台所、玄関等)に共有部分がないときは、同居していない場合と同様とする。また、申請者が入院・入所により同居の事実がない場合、同居していない旨の申立書の提出があったときは、同居していない場合と同様とする。

住民票の住所地が異なる親族等の住居に身を寄せている場合は、同居している場合と同様とする。

ウ 住居の所有者について

所有者が共有名義のため複数いる場合は、全ての所有者の課税状況を確認する。また、所有者が法人の場合は、賃借している場合と同様とする。

エ 親族等について

親族等とは、親族を含むあらゆる人をいう。

オ 判定

申請日時点における申請者の属する世帯の世帯員全員及び申請者の親族等の扶養状況について確認し判定する。

なお、申請者の同一世帯員以外の扶養状況については、その当該人の同意書の提出を求める

こととする。また、当該人が、申請日の属する年（1月から5月の申請については前年）の1月1日に市外に住民票をおいている場合は、住民税課税証明書の提出を求めることとする。

（5）介護保険料の滞納について

申請者が申請日時点において介護保険料を滞納していないことをいう。ただし、滞納がある場合であっても、介護保険料の分納誓約をしており、誓約が履行されている間については滞納していない場合と同様とする。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

